

市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究  
保育所職員の母子保健事業に対する認識の程度について

高野 陽\*

要 約：今日の母子保健事業の中心課題の一つに育児不安の解消を挙げることができ、その対策の充実には保健と福祉の密接なる連携が必要である。福祉分野の重要な職種である保母が地域内で実施されている母子保健事業を認識しておくことは大きな問題解決の一助となろう。母子保健事業のなかでもよく認識されているものは各種健診事業で、保母の参加が多いと思われた乳幼児健全発達支援相談指導事業を知っているものは少ない。保健領域との連携については、障害児保育などを通じて実践されているが、健康な乳幼児を通じての連携は少ないことが示された。

見出し語：保母、母子保健事業、福祉と保健の連携

研究方法：改正された母子保健法が適切に運用され、さらに基本的母子保健サービスが円滑に市町村に移譲され実施されるにあたり、福祉領域と保健領域との密接な連携が強調されている。今日の母子保健の重要課題の一つである育児不安の解消にあたっては、十分な育児支援が地域の母子の実態に見合って実施されることも必要である。地域のなかで福祉領域として育児支援については多くの事業が実施されているが、この事業を適切に展開するためにも、地域内で実施されている母子保健サービスについて福祉関係者が十分に認識しておくことが必要であると

考えられる。

この見地に立ち、福祉領域の中心的職種として位置付けられる保母の母子保健サービスについての認識程度を調べ、福祉－保健の連携を深める対策を探ることとした。

調査は、筆者が担当した研修集会に参加した武蔵村山市の公私立保育園に勤務する保母52名・相模原市公立保育園乳児保育担当の保母18名・神奈川県下乳児保育担当保母34名を対象に、研修中の講義のなかで対象者に質問し回答させる形式で実施した。なお、質問内容は、(1) 母子保健法について、(2) 対象者の勤務する

\*国立公衆衛生院次長

地域を所轄する保健所について、(3)対象者の勤務する地域で実施されている母子保健サービスの名称及びその主な目的・内容について、

(4)対象者の担当する乳幼児の主な乳幼児健診に対する受診状況の把握、(5)対象者の担当する乳幼児のうち保健関係との連携の実態について、等である。

結果：対象者の保母経験期間は3年未満のものはなく、3年から12年の間に分布しており、勤務している市町村の移動のあったものは14%に見られた。

(1)母子保健法を知らないものは21%で、勤務経験の少ないものに多い。此の度の母子保健法の改正を知っているものは6%に過ぎず、制定時期を知らないものが87%に達している。

(2)勤務地を所轄する保健所を全く知らないものは僅か2名で、名称を誤って知っているものが27%である。保健所と対象者または保育所との関わりについては、担当乳幼児に関することでは保健所の保健婦から発達上の問題を指摘されたり、発達上の問題を理由とした保育所入所を希望する時が多く、その割合は37%に認められた。また、保母が保健所に関わりをもったことについては、担当の乳幼児に関する事項に比して保母本人の健康管理、家族の健康上の問題、等を挙げるものが多く、保育所から乳幼児を対象としたつながりは必ずしも多くない。

(3)地域で実施されている母子保健サービスに関して、最もよく知られているものは3歳児健診で全員が知っており、1歳6か月児健診の91%を抜いている。乳児期の健診については月齢を問わぬならば全員が知っており、保母養成

時代に得た情報と加えて事業名の認識は高い。しかし、1歳6か月が対象として選ばれている理由を知らぬものがこの名称を知っているものの94%に達し、また3歳児健診に視聴覚の検査が導入されていることは67%のものが知らない。各種健診の目的は疾病異常の発見を全員のものが挙げている。これらの健診との保育所または保母がもつ関係は発達上の問題を有する乳幼児の保育を依頼されたときぐらいで、特に3歳児健診後の関係を挙げたものが29%に見られた。

保母が参加する機会が多いと考えられる乳幼児健全発達支援相談指導事業について知っているものは3%のみであり、これらの事業について市町村から何らかの援助を要請されたものであり、参加しているものはいなかった。

(4)保護者から健診受診の情報を必ず貰うものは11%で、口頭での情報に過ぎない。健診結果については保護者が自発的に申告しない限り把握できないものが大部分である。健診の受けたことも当日欠席や早退で初めて知るという実態が8割を占める。

(5)担当乳幼児が保健領域から保育の依頼を受けた場合には保健領域からの連携のあるものは43%、当初から保健領域で異常があるものとしての把握されている場合や保育領域から保健領域に依頼したものに対する保健領域の対応については、保健領域からの積極的な働きかけは無いという回答が78%に認められた。

考察：保健と福祉の連携の一端を知ることがを目的に、保母の勤務地で実施されている中心に母子保健サービスに関する保母の認識の程度について調査を行った。各種健診については保

母もかなり名称を知っており、これらの事業を通じて保育所との連携は発達上の問題を有する乳幼児の保育に関連したものであることが把握できる。この関係によって、これらの健診は疾病異常の発見手段であると認識しているものが多いものと考えられる。換言すれば、育児支援体制としての位置付けでの認識は必ずしも高くなく、育児不安等の発見やそれに支援に向けての保健指導の役割に関しては必ずしも十分に認識されるに至っていないように思われる。また、保健領域から健診結果に基づいて保育現場に乳幼児が委託される場合には保健領域からの積極的な対応が多いようであるが、保育中の他の乳幼児に関する情報が保育現場にもたらされることが少ないので保育の実践に戸惑いが見られることも少なくないことが予測される。別の見方をすれば、一方的に保健領域が福祉領域を利用しているようにも受け取れる実態であることがこの点から窺える。

乳幼児健全発達支援相談指導事業は、育児不安の解消、乳幼児の発達支援を親子の生活を通して実践しようとするものであり、保母等の協力や保育施設の活用によってその効果を期待している事業である。しかし、今回の対象では殆ど認識されていない実態であった。それは今回の調査対象に影響されたものであり、この事業の実施状況の低さが示唆されたとは思えない。筆者の過去の調査等によっても、この事業に保母を活用している地域が多く、さらに参加している保母の数も多く、良くも悪くも保育者としての役割を果たしている事例を多く経験している。この事業を始めとして、両領域の連携によ

って育児支援は望ましい効果が期待できるものと確信している。

この効果を十分に挙げるためには、事業の目的・意義、効果を十分に把握した人材がコーディネーターとして確立されることが必要である。勿論、個々の職種上の専門性の重要さは否定しない。そのためには、事前に事業に関する認識を高める手段を怠ってはならぬと考える。多領域の人材での事業では、往々にして「遠慮」が入り込む場合や意地の張り合いの場面が多くなることもある。これは、コーディネーターの役割不足と言わざるをえず、改善の余地が十分にある。さらに、常日頃から地域で実施されている事業についての情報を確保できるように配慮しておくことが必要であろう。この場合、個人間の情報交換だけでは十分でなく、機関や組織を通じた情報交換に尽力したいものである。今後、基本的母子保健サービスの市町村移譲が実施されれば殊更連携の重要性が認識されるようになるので、今の時期からの対策が必要と思われる。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:今日の母子保健事業の中心課題の一つに育児不安の解消を挙げることができ、その対策の充実には保健と福祉の密接なる連携が必要である。福祉分野の重要な職種である保母が地域内で実施されている母子保健事業を認識しておくことは大きな問題解決の一助となろう。母子保健事業のなかでもよく認識されているものは各種健診事業で、保母の参加が多いと思われた乳幼児健全発達支援相談指導事業を知っているものは少ない。保健領域との連携については、障害児保育などを通じて実践されているが、健康な乳幼児を通じた連携は少ないことが示された。